

山形県の環境影響評価条例と山林メガソーラー計画
東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科 教授 三浦秀一

○山形県の山林に持ち上がった2つの大規模メガソーラー計画

開発地：飯豊町民有林

出力 200MW

計画区域 620ha

事業者

ユニバージー100 合同会社

ユニバージー (株)

資本参加：バンブー・パワー (タイ企業)、トリ
ナ・ソーラー・ジャパン (中国企業)

開発地：大石田町民有林

出力 100MW

計画区域 400ha

事業者

ユニバージー75 合同会社

ユニバージー (株)

ソネディックス・ジャパン (JP モルガン・アセッ
ト・マネジメント株式会社)が中心出資者)

○飯豊町メガソーラー事業

飯豊町は日本で最も美しい村連合に加盟

森林バイオマスに積極的に取り組み SDGs

昭和 40 年代にゴルフ場のリゾート開発用地として東京の不動産会社が購入

2017 年 12 月ユニバージー100 合同会社が土地取得

設備認定：2015 年 6 月 (27 円/kWh)

接続契約：2016 年 7 月 28 日

3 年ルールから外れる

○飯豊町の対応

2017 年 3 月飯豊町自然環境と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例

町長は、事業区域の全部又は一部が抑止区域内に位置するときは、同意しないものとする。

ユニバージーの事業は条例に基づいて同意しない意思を示した。

○大石田町メガソーラー事業

1972 年に対象集落の住民は中心部に移転

1991 年スキー場のリゾート開発用地として東京の会社が集落の一部約 300ha を取得するが頓挫

ロハスエナジーが FIT 事業申請

設備認定：2014 年 3 月 9 日 (32 円/kWh)

接続契約：2017 年 3 月 14 日

2017 年 7 月大石田町住民説明会

2020 年 3 月完成を目指す

運転開始期限：2020 年 3 月 31 日 (3 年ルール、期限超過分は 20 年を短縮)

○山形県環境影響評価条例改正

平成 29 年 10 月改正骨子（案）

今回の改正は、大規模な林地開発を伴う太陽光発電所の建設計画が出てきていること、また、アセス手続きにおいて、事業の計画（検討）段階における環境配慮を求める声があることを踏まえ、他県の状況を参考としつつ、本条例の対象に発電所の建設事業を加えるとともに、配慮書手続きを導入するもの。

平成 29 年 12 月条例案可決

平成 30 年 4 月改正条例の施行

環境影響評価の限界：実施は事業者、規制ではなく、よりよい事業計画を作ること

○大石田町メガソーラー事業のアセス

計画段階環境配慮書公告平成 30 年 9 月 11 日

大石田町環境影響評価審査会平成 30 年 10 月 25 日、5 名の専門家委員により 3 回の会議

副町長が初会合挨拶で「いまだに事業の全体計画が明らかになっていない。事業者の対応に疑念を抱きつつある」と事業主の対応を批判。

大石田町長意見として 45 項目が提出された

山形県環境影響評価審査会平成 30 年 11 月 20 日、審査会長意見「強い懸念がある」と答申

知事意見を事業者に 12 月末に通知予定

山形県から林地開発許可を得ずに違法伐採

○大石田町メガソーラー事業のアセスにおける問題

問題①複数案の未設定

計画段階環境配慮書に求められる位置・規模に関する複数案の設定に対して「区域を広めに設定する」として示していない。

その他、すべての点において具体性に欠ける内容である。

問題②土砂災害の危険

大規模な切盛土が必要であるにもかかわらず、具体的な地形改変や規模が示されていない。

事業想定区域は夾炭層、ワラ口層であり、過去多くの地すべりが発生していることが把握されていない。

防災調整池を設置するとしているものの、その容量や配置について何も明示されていない。

林地開発許可の基準に準拠し、災害防止、水源涵養、環境の保全機能に配慮した設計とするとしているが、不十分である。

問題③生態系への影響

著名なギフチョウとヒメギフチョウの混成地

大石田町ギフチョウ及びヒメギフチョウの保護に関する条例

エゾゲンゴロウモドキ、ハッチョウトンボも生息

影響を「回避・低減」では保護できず、「回避」でなければならない。

問題④豪雪対策

3m を超える特別豪雪地帯

沈降力、斜面雪圧、雪崩の危険、雪解け時の融雪災害

問題⑤20 年事業終了後

終了後、撤去した後の計画が示されていない。

大規模造成された広大な土地が放置されれば、様々なリスクが高まる可能性がある。

太陽光発電所が廃止された後の盛土や植林、調整池の維持管理など、20 年後の跡地をどのように整備していくのか計画を策定する必要がある。

○林地開発許可の課題

森林 1ha 以上の開発は森林法に基づき知事に申請をして許可を得なければならない

10ha 以上は都道府県森林審議会への諮問

求める設計は 10 年確率で想定される雨量強度

関係市町村長との協定書が求められている

遊佐町の碎石事業では、町と協定書が結ばれていないことを理由に山形県が不許可としたが、山形地裁が行政の裁量権の濫用として、県の不許可処分を取り消す決定。

○やまがた自然エネルギーネットワークの取り組み

市民参加型の自然エネルギー発電所の具体化

食とエネルギーをつくる農家との連携

自然エネルギーによる自立を目指す地域の支援

里山を活用したエネルギー利用システムの構築

家庭への電力小売り自由化に向けた検討

○再生可能エネルギーの環境影響

再生可能エネルギーは土地が資本

再生可能エネルギーの環境影響

✓ メガソーラー

✓ 風力発電

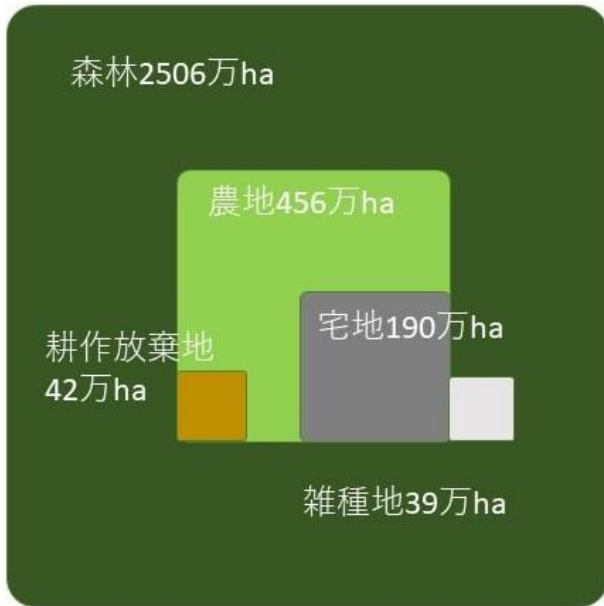
✓ バイオマス

再生可能エネルギーのための土地利用計画が必要

近隣住民の参加が必要

農山漁村再エネ法の基本計画・協議会

自然エネルギー発電所と住民・市民



■ 34GW(7万ha)産業PV導入済

■ 64GW(13万ha)産業PV認定

■ 500GW(100万ha)PV用地

- 日本の全電力需要から水力発電を除く電力を賄うのに必要な太陽光発電は633GW
- 戸建て住宅にはすべて設置すると150GW
- 残り $633\text{GW} - 150\text{GW} = 483\text{GW}$

